

2南福福第126号  
令和2年6月26日

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会  
会長 吉田 進 様

南丹市長 西村 良平



### 税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

### 記

(有効期限)

令和2年6月26日から令和7年6月25日まで